

年奥村實賢が、家臣生熊平作・中瀬孫兵衛・天野久米進をして編輯せしめたもので、同年以後は年々追記したのである。

パンスイイチロ 萬水一露 連歌師陽日齋永閑の著で、源氏物語の抄である。その世に行はれるものは、承應三年の出版で、倭板書籍考には『萬水一露廿八巻あり。源氏の鈔なり。能登の永閑作。永閑は月村齋宗親弟子なり。連歌に名ある者なり。承應年中松永貞徳校合して刊行す。貞徳倭字の跋あり。』としてゐる。→ヲバタイカン 小幡永閑。

パンスケナガ 伴資長 通稱九兵衛。三郎兵衛の養子。寶永元年遺知三百石を襲ぐ。加越能刀鍛冶銘盡の著がある。

パンスケマサ 伴資政 通稱無理兵衛。父無理兵衛の嫡男。慶安四年弟長之と共に前田利長に仕へ、三百石を受け、後更に二百五十石を加へられた。資政大坂の役玉造口に戦うて傷を得、正保四年退老し、百俵を得て養老料とした。慶安二年歿。

パンセイ 伴正 通稱五六郎。大坂にて加賀藩の御藏宿及び廻米御用を勤めた升屋市郎兵衛のことである。市郎兵衛學問に志があり、詩を弄び、後業を廢して金澤に寓したが、數年を経て正徳四年から再び毎歳三萬石の廻米御用を命ぜられ、士列となり、程なく大坂に還つた。

パンセイカクシコウ 晚晴閣詩稿 一册二卷。蘇坡林瑜の詩集で、卷一には各體の詩百九十一首、卷二には八十六首が集められてゐる。

パンセイカクヒヤクゼツ 晚晴閣百絶 一册。加賀藩の儒林瑜の遺稿である。序に嘉永

巳酉十月初二書於吾樂舍門生高澤達とある。

パンセイトウフミンジンゾクサン 萬姓統譜明人續纂 前田綱紀の命を受け、儒臣中泉祐信をして編輯せしめたもので、享保十年に成つた。萬姓統譜が元時代までの人名辭書であるから、明時代のものを續輯したのである。

ハンセイルイシユウ 藩政類聚 六册。主として前田綱紀時代の公文書を婚禮・葬禮・法會・職掌・法令・武備・罰罰・營作・戸籍・封域・訴訟・調評の十二項に分けたものである。

ハンセキホウカン 版籍奉還 (一) 加賀藩 明治二年正月廿九日前田慶寧は入洛し、天皇の將に東京に再幸し給はんとする際之に供奉せんことを出願して、二月八日その允許を得た。この日慶寧亦版籍を奉還せんことを請うたが、東京に着御の後公議を盡くして許否を決せんことを告げしめ給ひ、且つ豫めその版籍に關する調査書を提出せんことを命じ給うた。三月廿八日東京着輩。爾後朝廷は、諸侯伯の輿論概ね版籍奉還を是認するにあるを確かめたるを以て、六月十七日慶寧等を召し給うてその請を許し給ひ、公卿諸侯の稱を廢して悉く華族に列し、慶寧を金澤藩知事に任じ給うた。

(二) 大聖寺藩 明治二年二月十日前田利曾は版籍奉還の願書を提出したが、廿二日行政官の辨事は藩の重臣を召して、版籍の儀は一應調査し提出すべきことを命ぜられた。依つて四月藩は領知租稅を提出し、六月その請を許して、利曾を大聖寺藩知事に任ぜられた。この任命の日附は、十七日とし或は十二日とするものもあるが、文部省維新史料編纂係の調査に依れば、十八日を正しとする。

ハンソイカイシヨウ 藩祖遺誡抄 一册。舊名高德公遺誡抄。嘉永五年森田平次著。亞相公遺誡の註解で、諸士の傳寫した諸本を比較して異同を正し、條々の事實を諸記録に徴してその趣旨を述べたものである。

ハンソセイレツキ 藩祖盛烈記 七册。一名垂統別史。天保九年西坂衷著。前田利家の傳を、著者が昌平叢に在つた時漢文で書いたものである。明治八年永山平太の跋がある。

パンダ 番田 石川郡山島郷に屬する部落。慶長三年九月八日附、番田村・安田村百姓中宛所の前田利家が印物に『當村之義如前々此方に被返付候條、年貢等急可沙汰候。然者堺目事候間、諸役有間敷候。若何かと申族有之候は、可注進候也。』と認めたのがある。堺目とは、小松の丹羽長重との領境であつたことをいふのである。

パンダイ 番代 藩政の時、十村詰番に代る者の稱で、一郡に一人宛を置き、その給銀は郡打銀から支出した。毎日御郡役所にある十村詰所に出勤し、その郡に關する取次をなすもので、手代の上位に在る。文政四年には手附棟取と改めたこともある。又別に諸郡番代といふもの一人が文化六年頃から初り、諸郡御扶持十村の代理を勤めた。

ハンダカケネリ 半田景徳 通稱惣兵衛。治兵衛。初諱景帶。寛文六年父の遺知六百石を繼ぎ、延寶元年御使番から次第に昇進して定番頭に至つた。元祿五年加賀藩の幕府から飛騨高山屯成を命ぜられた時、初は永井織部正良をして之に當らしめ、同年冬景徳に明春を以て交代すべきを命じ、且つ正良の率ゐた兵數が過大であつたから、宜しく藩の規定を

遵守すべきことを告げた。然るに景徳は又私意を加へ、その人員を過小ならしめて録進したので、前田綱紀は景徳が命に従はざるを責め、その任を擱うて蟄居せしめ、新たに藤田安勝を擇んで之に代へた。正徳元年八月七日歿、歳七十一。

ハンタジヘイ 半田治兵衛 後惣兵衛と改めた。天正中松任に於いて前田利長に仕へ、四百五十石を領し、元利元年歿。子孫藩に世襲する。

パンタシン 番田新 石川郡山島郷に屬し、上安田新と共に連上島というたが、その地能美郡出合島と入會であつたから、明治廿四年凡べて之を石川郡に屬せしめ、新たに出合島と呼ぶことにした。

ハンタナガカタ 半田長方 通稱權佐。半田元智の弟。新加増併せて四百五十石を領し、延寶八年十月廿九日初めて御持弓頭を命ぜられた。元祿三年歿。

ハンタハンベイ 半田半兵衛 尾張荒子に於いて前田利家に仕へ、祿漸く進んで八千石に至つた。天正十二年末森役に従ひ、十八年八王子役には母衣役を勤めて戦歿。子孫藩に世襲する。

ハンダヒヨウザエモン 半田兵左衛門 元祿十年御歩となり、十五年前田吉徳の御部屋附に補し、享保九年新知百石を賜うて御小將並となり、延享二年七月組外に班し、寶曆二年歿した。子孫四代順左衛門用休の時一旦斷絶した。

パンダヒラ 番平 パン 鳳至郡寺山の内の小字。
ハンタマサタケ 半田正武 通稱九郎右衛